

一、相关新法令、新政策

● 关于境内区外货物进入海关特殊监管区域有关问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2008〕91号

【发布日期】2008-09-24

【实施日期】2008-02-15

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于境内区外货物进入海关特殊监管区域有关问题的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8191205.html>

财政部 海关总署 国家税务总局关于国内采购材料进出口加工区等海关特殊监管区域适用退税政策的通知（财税〔2008〕10号）

<http://202.108.90.130/n480462/n480513/n480902/7644156.html>

● 关于企业处置资产所得税处理问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2008〕828号

【发布日期】2008-10-09

【实施日期】2008-01-01

【提示】该通知对企业处置资产的所得税处理问题进行了如下规定：

作为内部处置资产，不视同销售确认收入的情形	<ol style="list-style-type: none"> 1. 将资产用于生产、制造、加工另一产品； 2. 改变资产形状、结构或性能； 3. 改变资产用途（例如，自建商品房转为自用或经营）； 4. 将资产在总机构及其分支机构之间转移； 5. 上述两种或两种以上情形的混合； 6. 其他不改变资产所有权属的用途。 <p>※备注：将资产转移至境外的情形除外。</p>
视同销售确定收入的情形	用于市场推广或销售、交际应酬、职工奖励或福利、股息分配、对外捐赠，以及其他改变资产所有权属的用途。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8191154.html>

一、関連する新法令、新政策

● 国内区外貨物の税関特殊監督管理区域への進入についての通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発〔2008〕91号

【発布日】2008-09-24

【施行日】2008-02-15

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
国内区外貨物の税関特殊監督管理区域への進入についての通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8191205.html>

国内調達材料が輸出加工区等の税関特殊監督管理区域に進入する際に適用される税還付政策に関する財務部、税関総署、国家税務総局による通知（财税〔2008〕10号）

<http://202.108.90.130/n480462/n480513/n480902/7644156.html>

● 企業が資産処理した場合の所得税処理についての通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函〔2008〕828号

【発布日】2008-10-09

【施行日】2008-01-01

【コメント】本通知は、企業が資産処理した場合の所得税処理について以下の通り規定を行っている。

資産の内部処理として、販売で確定する売上とは見なさない状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資産を別の製品の生産、製造、加工に使用する場合。 2. 資産の形状、構造又は性能を変更する場合。 3. 資産用途を変更する場合。（たとえば、独自で建設した分譲住宅を自己使用又は経営に使用する場合。） 4. 資産を本部及びその分支機構の間で移転する場合。 5. 上述の2通り又は2通り以上の状況の合わさったもの。 6. その他資産の所有権の帰属を変更しない用途。 <p>※備考：資産を国外に移転させる状況は除く。</p>
販売で確定する売上と見なす状況	市場の拡大又は販売、接待、従業員奨励又は福利、配当金分配、対外贈与、及びその他資産の所有権帰属を変更する用途に使用する場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/8191154.html>

● **关于外商投资企业解散注销登记管理有关问题的通知**

【发布单位】国家工商行政管理总局、商务部

【发布文号】工商外企字〔2008〕226号

【发布日期】2008-10-20

【提示】该通知对外商投资企业解散、清算、注销的法律适用，以及解散的情形及审批依据、清算程序、注销程序、办理注销登记应提交材料等进行了规定。主要内容如下：

公司制外商投资企业	法律适用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 《公司法》、《公司登记管理条例》； ○ 《中外合资经营企业法实施条例》、《中外合作经营企业法实施细则》、《外资企业法实施细则》等。
	解散的情形及审批依据	<ul style="list-style-type: none"> ○ 因以下情形而解散的，直接进入清算程序，无需经过审批机关批准： <ul style="list-style-type: none"> — 章程规定的经营期限届满； — 被司法裁定解散； — 被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销。 ○ 中外合资/中外合作企业的一方或者数方不履行合资/合作企业合同、章程规定的义务，致使合资/合作企业无法继续经营，履约方在经营期限届满前单方提出解散的，应当经审批机关批准解散或经人民法院裁定解散。 ○ 因法律规定的其他情形而解散的，应当经审批机关批准。
	清算程序	外商投资的公司解散，应当依法成立清算组，清算组应当自成立之日起 10 日内将清算组成员、清算组负责人名单向公司登记机关备案。
	注销程序	清算报告经公司权力机构或者人民法院确认后，向公司登记机关申请注销登记。
非公司制外商投资企业		非公司制外商投资企业办理解散、清算和注销，适用以下规定： <ul style="list-style-type: none"> ○ 《企业法人登记管理条例》、《企业法人登记管理条例实施细则》； ○ 《中外合作经营企业法实施条例》、《外资企业法实施细则》及其他有关规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=308&myRandom=.371736113735953>

● **外商投资企业解散登记抹消管理事项について**

【発布機関】国家工商行政管理総局、商務部

【発布番号】工商外企字〔2008〕226号

【発布日】2008-10-20

【コメント】本通知は、外商投資企業の解散、清算、抹消にあたっての法律の適用、及び解散状況及び審査許可を行う依拠、清算手順、抹消手順、登記抹消手続に提出すべき資料等について規定を行っている。主な内容は次の通りである。

会社制外商投资企业	法律の適用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「会社法」、「会社登記管理条例」 ○ 「中外合弁経営企業法实施条例」、「中外合作経営企業法実施細則」、「外資企業法実施細則」等。
	解散の状況及び審査許可を行う依拠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の状況により解散する場合、直接に清算手続きを開始し、審査許可機関の許可を受ける必要はない。 <ul style="list-style-type: none"> — 定款に定める経営期間が満了したとき。 — 司法により解散の裁定が下されたとき。 — 営業許可証が取上げられ、閉鎖を命じられ、又は抹消されたとき。 ○ 中外合弁/中外合作企業の当事者一方又は複数当事者が合弁/合作企業の契約、定款に定める義務を履行しなかったことにより、合弁/合作企業が経営を継続できなくなった場合、約束遵守当事者が経営期間満了前に一方的に解散を申立てるときは、審査許可機関の許可を受け又は人民法院による解散の裁定を取得しなければならない。 ○ 法律に定めるその他の状況により解散する場合は、審査許可機関の許可を受けなければならない。
	清算手順	外商が投資した会社が解散する場合は、法に照らして清算組を成立し、清算組が成立した日から 10 日以内に清算組の構成員、清算組の責任者名簿を会社の登記機関に届出なければならない。
	抹消手順	清算報告が会社の意思決定機関又は人民法院の確認を受けた後、会社の登記機関に登記抹消を申請する。
非会社制外商投资企业		非会社制外商投資企業が解散、清算、抹消の手続を行う場合、以下の規定を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「企業法人登記管理条例」、「企業法人登記管理条例实施细则」 ○ 「中外合作経営企業法実施細則」、「外資企業法実施細則」及びその他関係規定

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=308&myRandom=.371736113735953>

● [中华人民共和国企业国有资产法](#)

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
【发布文号】主席令第五号
【发布日期】2008-10-28
【实施日期】2009-05-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2008-10/28/content_1134207.htm

● [中华人民共和国消防法](#)

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
【发布文号】主席令第六号
【发布日期】2008-10-28
【实施日期】2009-05-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm

● [关于调整金融机构人民币存贷款基准利率的通知](#)

【发布单位】中国人民银行
【发布文号】银发〔2008〕309号
【发布日期】2008-10-29
【实施日期】2008-10-30
【提示】根据该通知：
○ 从2008年10月30日起，下调金融机构人民币一年期存、贷款基准利率0.27个百分点。其他各档次存、贷款基准利率相应调整。
○ 个人住房公积金贷款利率保持不变。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2908>

● [关于调整个人住房公积金存贷款利率等有关问题的通知](#)

【发布单位】住房和城乡建设部
【发布文号】建金〔2008〕207号
【发布日期】2008-10-30
【提示】根据该通知，个人住房公积金存、贷款利率调整如下：

贷款利率	从2008年10月27日起，下调各档次利率0.27个百分点。
存款利率	从2008年10月30日起，上年结转的下调0.27个百分点。当年归集的不变。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
关于调整个人住房公积金存贷款利率等有关问题的通知
http://www.mohurd.gov.cn/zcfq/jswj/zfbz/200810/t20081031_178873.htm

● [中華人民共和國企業國有資產法](#)

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第五号
【発布日】2008-10-28
【施行日】2009-05-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2008-10/28/content_1134207.htm

● [中華人民共和國消防法](#)

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第六号
【発布日】2008-10-28
【施行日】2009-05-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm

● [金融機関の人民元預金・貸付金基準金利を調整することについての通知](#)

【発布機関】中国人民銀行
【発布番号】銀発〔2008〕309号
【発布日】2008-10-29
【施行日】2008-10-30
【コメント】本通知によると次の通りである。
○ 2008年10月30日から、金融機関の人民元の1年ものの預金・貸付金の基準金利を0.27ポイント引下げる。その他の預金・貸付金基準金利については相応に調整する。
○ 個人の住宅積立金の貸付金利は据え置く。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2908>

● [個人住宅積立金の預金・貸付金利を調整することについての通知](#)

【発布機関】住房城鄉建設部
【発布番号】建金〔2008〕207号
【発布日】2008-10-30
【コメント】本通知によると、個人住宅積立金の預金・貸付金の金利が以下のように調整される。

貸付金利	2008年10月27日から、各金利を0.27ポイント引き下げる。
預金金利	2008年10月30日から、前年度からの繰越分は0.27ポイント引下げ、当年に回収分は据え置く。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
個人住宅積立金の貸付金利を調整することについての通知
http://www.mohurd.gov.cn/zcfq/jswj/zfbz/200810/t20081031_178873.htm

关于扩大商业性个人住房贷款利率下浮幅度有关问题的通知

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&ID=2898>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 中国考虑放宽服务贸易重点领域市场准入

在日前召开的第三届服务贸易国际研讨会上，商务部有关官员表示考虑逐步放宽金融、保险、电信等服务贸易重点领域的市场准入限制，在软件开发、离岸外包、物流服务等发展潜力较大的领域让外资充分参与，以加快国内服务业的发展。

(摘自 2008 年 10 月 17 日锦程物流网)

● 《邮政法（修订草案）》等三部法律草案征求意见

日前，全国人民代表大会公布《邮政法（修订草案）》、《国家赔偿法修正案（草案）》、《防震减灾法（修订草案）》，并向社会公开征求意见（截止日期为 2008 年 11 月 30 日）。《邮政法（修订草案）》规定：经营快递业务，应当取得快递业务经营许可证。外商不得投资经营信件的国内快递业务。另外，还对国际货物运输代理企业从事国际快递业务进行了规定。

备注：查阅三部法律草案全文及说明，请点击以下网址：

《邮政法（修订草案）》全文及说明

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/sywx/2008-10/28/content_1455747.htm

《国家赔偿法修正案（草案）》全文及说明

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/sywx/2008-10/28/content_1455754.htm

《防震减灾法（修订草案）》全文及说明

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/sywx/2008-10/28/content_1455748.htm

(摘自 2008 年 10 月 28 日中国人大网)

商業性個人住宅貸付金下方調整幅を拡大することについての通知

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&ID=2898>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 中国はサービス貿易重点分野への市場参入緩和を検討

先頃開催された第三回サービス貿易国際シンポジウムの席で、商務部の関係担当官は、金融、保険、電信等のサービス貿易重点分野の市場参入制限を徐々に緩和し、ソフトウェアの開発、オフショアアウトソーシング、物流サービス等の発展の見通しが大きい分野において外資に充分に参加させることによって、国内サービス業の発展を加速させていくことを検討すると述べた。

(2008 年 10 月 17 日付の錦程物流ウェブサイトより抜粋)

● 「郵政法（改正草案）」等の 3 つの法律草案が意見を募集する

先頃、全国人民代表大会が「郵政法（改正草案）」、「国家賠償法修正案（草案）」、「耐震災害損失減少法（改正草案）」を公布し、パブリックコメントを募集している。（募集締切日は 2008 年 11 月 30 日。）「郵政法（改正草案）」では、宅配業務を取扱う場合は、宅配業経営許可証を取得しなければならないと定めている。外商は郵便物を取扱う国内宅配業務に投資してはならない。また、国際貨運代理企業が国際宅配業務を取り扱うことについても規定を行っている。

備考：3 つの法律草案全文及び説明をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「郵政法（改正草案）」の全文及び説明

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/sywx/2008-10/28/content_1455747.htm

「国家賠償法修正案（草案）」の全文及び説明

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/sywx/2008-10/28/content_1455754.htm

「耐震災害損失減少法（改正草案）」の全文及び説明

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/sywx/2008-10/28/content_1455748.htm

(2008 年 10 月 28 日付の中国人大ウェブサイトより抜粋)

● 輸美、欧纺织品出口特別限制將取消

2008年12月31日、中国入世報告書中有关“紡織品出口特限措施”以及中美、中欧紡織品备忘录到期。自2009年01月01日起、商務部將不再实行輸美紡織品出口数量及许可证管理和輸欧紡織品出口许可证管理。

(摘自2008年10月28日商務部网站)

● 《劳动合同法》、《劳动争议调解仲裁法》配套规章將制定

人力资源和社会保障部新闻发言人透露、为推进《劳动合同法》及其实施条例的实施、人力资源和社会保障部將制定配套规章以及规范劳务派遣的专门规定、并指导各地制定地方实施办法和配套法规、规范性文件。另外、为推进《劳动争议调解仲裁法》的实施、还将制定劳动争议仲裁委员会办案规则和組織規則等配套规章。

(摘自2008年10月28日中国人大网)

● 《十一届全国人大常委会立法规划》出台

日前、全国人民代表大会常务委员会公布了《十一届全国人大常委会立法规划》(2008年-2013年)。该规划包括64件法律、其中一类项目(任期内提请审议的法律草案)49件;二类项目(研究起草、条件成熟时安排审议的法律草案)15件。其中一类项目包括:

- 民商法类: 专利法(修改)、商标法(修改)、侵权责任法、涉外民事关系法律适用法;
- 行政法类: 食品安全法、城市房地产管理法(修改)、行政强制法;
- 经济法类: 增值税等若干单行税法、税收征收管理法(修改)、邮政法(修改)、广告法(修改)、土地管理法(修改);
- 刑法类: 刑法修正案(根据情况需要、适时审议);
- 诉讼与非诉讼程序法: 刑事诉讼法(修改)、民事诉讼法(修改)、行政诉讼法(修改)。

(摘自2008年10月29日中国人大网)

● 对欧米紡織品輸出特別限制が撤廃される

2008年12月31日、中国WTO加盟時の報告書における「紡織品輸出特別制限措置」及び中米間、中欧間の紡織品覚書が期限到来する。2009年1月1日から、商務部は対米紡織品の輸出量及び許可証管理と対欧紡織品の輸出許可証管理の実施を取止める。

(2008年10月28日付の商務部ウェブサイトより抜粋)

● 「労働契約法」、「労働爭議調停仲裁法」関連規則が制定される

人的資源社会保障部のスポークスマンが明かしたところによれば、「労働契約法」及びその実施条例の施行を推進するために、人的資源社会保障部は関連規則及び劳务派遣を規範化する個別規定を制定し、各地が地方実施弁法、関連法規及び規範性文書を制定することを指導するとのことである。また、「労働爭議調停仲裁法」の施行を推進するために、労働爭議仲裁委员会の案件処理規則及び組織規則等の関連規則も制定する。

(2008年10月28日付の中国人大ウェブサイトより抜粋)

● 「十一期全国人民代表大会常務委員会立法計画」の公布

先頃、全国人民代表大会常務委員会は「十一期全国人民代表大会常務委員会立法計画」(2008年-2013年)を公布した。本規範には64の法律が含まれ、そのうち、一類項目(任期内に審議を具申する法律草案)は49件、二類項目(起草が研究され、条件が成熟したときに審議を手配する法律草案)は15件である。その一類項目には次のものが含まれる。

- 民商法類: 特許法(改正)、商標法(改正)、権利侵害責任法、涉外民事關係法律適用法
- 行政法類: 食品安全法、都市不動産管理法(改正)、行政強制法
- 経済法類: 増値税等若干の単一項目実施税法、租税徴収管理法(改正)、郵政法(改正)、広告法(改正)、土地管理法(改正)
- 刑法類: 刑法改正案(状況に応じて、適時審議する)
- 訴訟と非訴訟手順法: 刑事訴訟法(改正)、民事訴訟法(改正)、行政訴訟法(改正)

(2008年10月29日付の中国人大ウェブサイトより抜粋)

● 简析上海市对劳动争议仲裁管辖标准的调整

上海市劳动和社会保障局于 2008 年 08 月 21 日颁布《关于调整本市劳动争议仲裁管辖的通知》（沪劳保仲发（2008）44 号）（以下简称“该通知”），对上海市各级劳动争议仲裁委员会劳动争议案件的级别管辖和地域管辖做出了调整。

根据该通知规定，上海市劳动争议仲裁案件新的级别管辖和地域管辖标准如下：

级别管辖	上海市劳动争议仲裁委员会	<ul style="list-style-type: none"> 注册资金壹仟万美元以上（或者相当于壹仟万美元以上）的上海市外商独资企业与其员工发生的劳动争议案件； 上海市企业与其取得合法就业资格的外籍人员、台港澳人员和定居国外人员发生的劳动争议案件； 有重大影响的劳动争议案件。
	区（县）劳动争议仲裁委员会	<ul style="list-style-type: none"> 上海市范围内，除由上海市劳动争议仲裁委员会管辖以外的其他劳动争议案件。 特例：上海市浦东新区劳动争议仲裁委员会同时负责管辖浦东新区内注册资金壹仟万美元以上（或者相当于壹仟万美元以上）的上海市外商独资企业与其员工发生的劳动争议案件。
地域管辖		<ul style="list-style-type: none"> 劳动合同履行地或者用人单位所在地的劳动争议仲裁委员会。 双方当事人分别向劳动合同履行地和用人单位所在地的劳动争议仲裁委员会申请仲裁的，由劳动合同履行地的劳动争议仲裁委员会管辖。

律师注意到，在该通知出台之前，上海市劳动和社会保障局曾于 2007 年 03 月 23 日颁布《上海市劳动争议仲裁管辖暂行规定》（沪劳保仲发（2007）15 号）（以下简称“暂行规定”）。与暂行规定相比，该通知对劳动争议仲裁管辖标准做出了如下调整：

调整内容	调整原因（律师分析意见）
级别管辖方面	<ul style="list-style-type: none"> 将“劳动者与用人单位因缴纳上海市城镇或小城镇社会保险费发生的劳动争议案件”剔除出由上海市劳动争议仲裁 中国社会保险相关法律不断完善，劳动者法律意识增强，上海市因社会保险费发生的劳动争议案件数量不断增加，上海市劳动争议仲裁委员会没有精力全部处理此类案件； 劳动争议案件中，社会保险费争议往往与其他劳动争议结合在一起，难以分开处理； 有关社会保险争议的相关

● 上海市による労働争議仲裁管轄基準についての調整を簡潔分析する

上海市労働社会保障局は、2008 年 8 月 21 日に「上海市の労働争議仲裁管轄を調整することについての通知」【滬勞保仲發（2008）44 号】（以下「本通知」という）を公布し、上海市の各レベルでの労働争議仲裁委員会での労働争議案件の等級別管轄と地域別管轄について調整を行った。

本通知の規定によると、上海市労働争議仲裁案件の新たな等級別管轄と地域別管轄基準は次の通りである。

等級別管轄	上海市労働争議仲裁委員会	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本金が 1 千万米ドル以上（又は 1 千万米ドル相当以上）の上海市外商独資企業とその従業員の間で発生した労働争議案件。 上海市企業と適法な就業資格を取得した同企業の外国籍人員、台湾・香港・マカオの人員及び国外定住者との間で発生した労働争議案件。 重大な影響力のある労働争議案件。
	区（県）労働争議仲裁委員会	<ul style="list-style-type: none"> 上海市範囲内での、上海市労働争議仲裁委員会が管轄する以外のその他の労働争議案件。 例外：上海市浦东新区の労働争議仲裁委員会は、同時に、浦东新区内の登録資本金 1 千万米ドル以上（又は 1 千万米ドル相当以上）の上海市外商独資企業とその従業員との間で発生した労働争議案件も取扱う。
地域別管轄		<ul style="list-style-type: none"> 労働契約の履行地又は雇用主の所在地の労働争議仲裁委員会。 当事者双方が、それぞれ労働契約の履行地と雇用主の所在地の労働争議仲裁委員会に仲裁を申立てた場合、労働契約の履行地の労働争議仲裁委員会が管轄する。

本通知が公布されるまでは、上海市労働社会保障局は 2007 年 3 月 23 日に「上海市労働争議仲裁管轄暫定規定」【滬勞保仲發（2007）15 号】（以下「暫定規定」という）を公布していたことがわかる。暫定規定と比較し、本通知は労働争議仲裁管轄基準について以下の調整を行っている。

調整内容	調整理由（弁護士による分析意見）
等級別管轄関連	<ul style="list-style-type: none"> 「労働者と雇用主との上海市都市又は小都市社会保险料に起因して発生した労働争議案件」は上海市労働争議仲裁委員会管 中国の社会保险に関連する法律が絶えず整備され、労働者の法的意識も高まり、上海市で社会保险料に起因して発生する労働争議案件数は絶えず増加しており、上海市労働争議仲裁委員会はこの種の案件の全てを捌ききすることはできない。 労働争議案件の中でも、社会保险料に関する争議は、その他の労働争議とも関連性があり、個別に処理することは難しい。

	委员会管辖的范畴。	证据材料通常都存放在区（县）一级的社保中心，区（县）劳动争议仲裁委员会受理更有利于证据采集；等等。
地域管辖方面	将单纯“以用人单位所在地确定管辖权”调整为“以劳动合同履行地为主，劳动合同履行地和用人单位所在地都可以行使管辖权”。	<ul style="list-style-type: none"> 根据中国《劳动争议调解仲裁法》第 21 条：“……<u>劳动争议由劳动合同履行地或者用人单位所在地的劳动争议仲裁委员会管辖。双方当事人分别向劳动合同履行地和用人单位所在地的劳动争议仲裁委员会申请仲裁的，由劳动合同履行地的劳动争议仲裁委员会管辖。</u>”在全国性法律就此做出明确规定的前提下，上海市的地域管辖标准需要与全国性法律保持一致。

	轄の範疇から外す。	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険に関する争議の関連証拠資料はいずれも区（県）の社会保険センターに保管されており、区（県）労働争議仲裁委员会が受理した方が証拠採集に一層有利である。
地域別管轄関連	<p>単純な「雇用主の所在地が管轄権を確定する」という内容から「労働契約の履行地を主として、労働契約履行地と雇用主の所在地のどちらも管轄権を行使できる」へと調整された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中国の「労働争議調停仲裁法」第 21 条によると……<u>労働争議は労働契約の履行地又は雇用主の所在地の労働争議仲裁委员会が管轄する。当事者双方が、それぞれ労働契約の履行地と雇用主の所在地の労働争議仲裁委员会に仲裁を申立てた場合、労働契約の履行地の労働争議仲裁委员会が管轄する。</u>とされている。全国レベルでの法律がこの点について明確な規定を行っている以上、上海市の地域別管轄基準は全国レベルでの法律と一致していなければならない。

律师认为，新的级别管辖和地域管辖标准的颁布，更加方便了劳动者申请劳动仲裁，有利于劳动仲裁机构采集证据，有利于加快劳动争议案件审理的速度。作为用人单位的企业而言，在执行新的级别管辖和地域管辖标准时，应注意把握如下问题：

1. “外商独资企业”的理解。中国自 2006 年修订《公司法》和《公司登记管理条例》后，对外商投资企业的分类相应发生了变化。其中，将原“三资企业”中的“外商独资企业”进一步划分为“外商合资企业”和“外商独资企业”两种。该通知中所称的“外商独资企业”是否包含“外商合资企业”，目前说法不一。律师理解，此处的“外商独资企业”，应当包括“外商合资企业”。主要理由如下：（1）外商合资企业本质上与外商独资企业相同，资金全部来自中国境外，都没有中国境内企业参与；（2）外商合资企业对于中国劳动法律的理解能力，以及外商合资企业发生劳动争议所产生的社会影响，与外商独资企业处于同等位置。为此，律师也与上海市劳动争议仲裁委员会进行了沟通，他们目前倾向于认同律师的上述理解。需要注意的是，由于该倾向性意见目前没有形成普遍共识、且没有明确的法律依据，实践中不排除各级劳动争议仲裁机构之间争抢或者推卸此类案件管辖权的可能。

此外，需要指出的是，根据该通知规定，注册在上海的注册资金壹仟万美元以下的外商独资企业，以及不论注册资本具体金额的中外合资企业、中外合作企业等，这部分企业的劳动争议案件原则上将由各区（县）劳动争议仲裁委员会管辖（除非属于该通知规定的“上海市企业与其取得合法就业资格的外籍人员、台港澳人员

新しい等級別管轄と地域別管轄の基準が公布されたことで、労働者が労働仲裁を申立てる上で一層の利便が図られ、労働仲裁機関での証拠収集に有利であり、労働争議案件審理のスピードアップに繋がると筆者は考える。雇用主としての企業は、新しい等級別管轄と地域別管轄基準を執行するにあたり、次の事項を把握するよう注意しなければならない。

1. 「外商独資企業」についての認識。中国は 2006 年に「会社法」と「会社登記管理条例」を改正した後、外商投資企業の分類について相応の調整が行われた。そのうち、もとの「三資企業」（中外合弁、中外合作、外商独資）の中の「外商独資企業」がさらに「外商合弁企業」と「外商独資企業」という 2 つに分けられることになった。本通知にいう「外商独資企業」に「外商合弁企業」が含まれるのかどうかについては、現在、異なった意見が存在する。筆者の理解では、ここでの「外商独資企業」には「外商合弁企業」が含まれるものと考え、その理由は主に次の通りである。（1）外商合弁企業は本質上は外商独資企業と同じであり、資金は全部中国国外を源泉としており、中国国内の企業は参与していない。（2）外商合弁企業は中国労働法律についての理解力、及び外商合弁企業で発生した労働争議による社会的影響力は、外商独資企業と同じレベルにある。本件について、筆者は上海市労働争議仲裁委员会に確認のための問合せを行ったところ、同委員会も現時点においてはどちらかと言えば筆者の上述した認識に賛同することであった。注意すべき点としては、この同委員会の見解も現時点では普遍的な共同の認識を構成してはならず、明確な法的根拠もないため、実践においては、各レベルの労働争議仲裁機関の間でこの種の案件管轄権を奪い合い又は擦り付けあう可能性があることも否定できない。

和定居国外人员发生的劳动争议案件”或者“有重大影响的劳动争议案件”的情形)。

2. “注册资本壹仟万美元以上”的理解。实践中，外商独资企业以美元投资的居多，但也有外商独资企业以其他货币投资的情形。此时，该注册货币与美元之间如何换算？律师理解，根据目前中国通行的做法，应以申请仲裁当日中国外汇主管部门发布的该注册货币与美元之间的汇率中间价作为换算依据，折算出其注册资本是否达到该通知规定的“壹仟万美元”的临界点。对此，上海市劳动争议仲裁委员会也认同律师的上述理解。
3. “有重大影响的劳动争议案件”的理解。何谓“有重大影响”，该通知及其他相关规定中并没有做出明确规定，通常由做出规定者在案件发生时具体判断。一般认为，该规定是为了方便上一级劳动争议仲裁委员会管辖按规定由下一级劳动争议仲裁委员会管辖的劳动争议案件而设置的法律依据。对此，根据律师的经验，“有重大影响的劳动争议案件”可能包括群体性劳动争议案件、有重大社会影响或者疑难复杂的劳动争议案件、可能导致严重后果或者政治性事件的劳动争议案件等。此外，企业也可以参考中国《民事诉讼法》关于“有重大影响的诉讼案件”的判断标准（即，案情繁简，涉案人数，争议标的额大小，在当地的影响等），做出初步判断。

律师建议，在上述关于“外商独资企业”和“有重大影响的劳动争议案件”等具体判断标准出台之前，企业需要申请劳动仲裁但无法判断应当由哪一级劳动争议仲裁委员会受理时，最好先向企业所在地或者劳动合同履行地的区（县）劳动争议仲裁委员会进行沟通确认。

备注：

请点击如下网址，查看相关法令全文内容：

上海市劳动和社会保障局关于调整本市劳动争议仲裁管辖的通知

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200810/t20081006_1054952.shtml

（里兆律师事务所 2008 年 10 月 31 日整理编写）

このほか、注意すべきこととしては、本通知の規定によると、上海に登録されている登録資本金が 1 千万米ドル未満の外商独資企業、及び中外合弁企業、中外合作企業等については、登録資本金の実際の金額の如何を問わず、これらの企業の労働争議案件は原則として各区（県）労働争議仲裁委员会が管轄する。（本通知に規定する「上海市企業と適法な就業資格を取得した同企業の外国籍人員、台湾・香港・マカオの人員及び国外定住者との間で発生した労働争議案件」又は「重大な影響力のある労働争議案件」に該当する場合は除く。）

2. 「登録資本金 1 千万米ドル以上」についての認識。実践においては、外商独資企業が米ドルで出資するケースが多くを占めているが、その他の通貨で投資する外商独資企業もある。この場合、当該登録通貨と米ドルとはどのように換算するのであろうか？筆者の理解では、現在中国で一般的に行われている方法によれば、仲裁を申立てた当日に中国外貨主管部門が公示する当該登録通貨と米ドルのレートの間値を換算の依拠とし、その登録資本金が本通知に規定する「1 千万米ドル」に達したかどうかの境界点を算出することになるはずである。この点に対して、上海市労働争議仲裁委员会も筆者の上述した認識に賛同する。
3. 「重大な影響力のある労働争議案件」についての認識。何をもち「重大な影響力のある」とするのか、本通知及びその他の関連規定では明確な規定が行われておらず、通常、規定を行ったものが案件の発生時に具体的に判断する。一般的には、本通知は直近上級の労働争議仲裁委员会が規定に基き直近下級の労働争議仲裁委员会が管轄する労働争議案件を管轄する上での利便性を考慮して設けられた法的根拠であると認識されている。この点について、筆者の経験から判断するならば、「重大な影響力のある労働争議案件」には群集的な労働争議案件、重大な社会的影響力があり又は複雑且つ難易度の高いと思われる労働争議案件。深刻な結末を招くおそれがあり又は政治的な事由による労働争議案件などが含まれると思われる。また、企業は中国の「民事訴訟法」の「重大な影響力のある訴訟案件」に関する判断基準（即ち、事件の背景状況の複雑さ、案件に係わる人数、係争額、当地での影響力など）を参考にして、ひとりの判断を下すことができる。

上述の「外商独資企業」と「重大な影響力のある労働争議案件」等についての具体的な判断基準が公布されるまでは、企業は労働仲裁を申し立てるがどのレベルの労働争議仲裁委员会が受理するかを判断できない場合、まずは企業の所在地又は労働契約の履行地の区（県）の労働争議仲裁委员会に確認を行っておくとよい。

備考：

関係する法令全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

上海市の労働争議仲裁管轄を調整することについての
上海市労働社会保障局による通知

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200810/t20081006_1054952.shtml

(里兆法律事務所が 2008 年 10 月 31 日付で作成)